

# 赤井川村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年3月31日  
赤井川村長  
赤井川村議会議長  
赤井川村教育委員会  
赤井川村選挙管理委員会  
赤井川村代表監査委員  
赤井川村農業委員会

平成27年9月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、特定事業主である地方公共団体等に、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（特定事業主行動計画）の策定・公表が義務付けられました。

これを受け、当村では、女性職員の活躍を推進し、男女ともに働きやすくその能力を十分に発揮できる環境づくりを進めるため、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間の計画期間とした特定事業主行動計画（前期計画）を策定し実施してきました。

このたび前期計画の計画期間が終了することに伴い、今後もより一層女性職員の活躍を推進していくため、特定事業主行動計画（後期計画）を策定します。

なお、当計画は、赤井川村長部局、赤井川村議会議長、赤井川村教育委員会、赤井川村選挙管理委員会、赤井川村代表監査委員及び赤井川村農業委員会が策定するものです。

## 1 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から女性活躍推進法の期限である令和8年3月31日までの5年間の計画期間とします。

## 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検、評価等について関係各部署と協議・連携しながら推進することとします。

## 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

### （1）女性職員の活躍に関する状況把握、課題分析

女性活躍推進法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条の規定に基づき、赤井川村長部局、赤井川村議会事務局、赤井川村選挙管理委員会書記、赤井川村代表監査委員補助職員及び赤井川村農業委員会事務局を一体として、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握しました。

①採用した職員に占める女性職員の割合（各年度3月31日現在）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男性	2人	2人	2人	3人	1人
女性	1人	4人	2人	1人	1人
女性割合	33.33%	66.67%	50.00%	25.00%	50.00%
職員全体に占める女性職員の割合	23.81%	23.26%	25.58%	25.00%	26.67%

②男女の平均した継続勤続年数の差異（各年度12月31日現在）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男性職員	19年	18年	18年	17年	17年
女性職員	11年	10年	10年	9年	9年
職員全体	16年	16年	16年	15年	15年

③職員の各月ごとの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を越えた職員数（管理職以外）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	平均時間	平均時間	平均時間	平均時間	上限超過者
4月	17.0	11.6	6.6	6.0	0
5月	16.9	10.3	6.3	7.6	0
6月	12.1	10.1	7.1	8.2	1
7月	18.1	10.7	14.3	8.0	1
8月	11.7	10.9	8.5	10.7	0
9月	11.0	8.6	4.8	7.6	0
10月	8.4	14.6	9.4	10.7	1
11月	9.7	8.0	5.2	5.6	1
12月	5.9	7.8	3.8	10.9	2
1月	6.1	7.3	4.5	8.7	1
2月	7.8	8.7	6.2	8.4	0
3月	13.7	9.6	7.5	9.8	0
合計	138.4	118.2	84.2	102.2	7.0
月平均	11.5	9.9	7.0	8.5	0.6

※平均時間は、毎月の総超過勤務時間を支給対象者（管理職等を除いた職員数）で除して得た数。  
 ※超過勤務の上限設定は令和元年度からのため、過年度については、実績非表示としている。

④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（各年度 3 月 31 日現在）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
管理職員	9 人	10 人	10 人	9 人	9 人
女性職員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
女性割合	11.1%	10.0%	10.0%	11.1%	11.1%

※一般行政職のみ

⑤各役職段階に占める女性職員の割合及びその伸び率(各年度 4 月 1 日)

	平成 28 年度	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	女性割合	女性割合	伸び率	女性割合	伸び率	女性割合	伸び率	女性割合	伸び率
1 級	40.00%	25.00%	15.00%	12.50%	27.50%	12.50%	15.00%	12.50%	27.50%
2 級	25.00%	33.33%	8.33%	66.67%	58.33%	50.00%	-8.33%	60.00%	68.33%
3 級	20.00%	14.29%	-5.71%	11.11%	16.83%	0.00%	16.83%	16.67%	33.49%
4 級	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
5 級	20.00%	14.29%	-5.71%	10.00%	15.71%	10.00%	-5.71%	0.00%	5.71%
6 級	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	33.33%	33.33%

※一般行政職のみ。

※令和 2 年度における 3 級以上に占める女性職員の割合 8.70%(23 人中 2 人)

⑥男女別の育児休業取得率及び取得期間

	男性		女性	
	取得率	取得期間	取得率	取得期間
平成 28 年度	0%		100%	11 月 1 名 1 年 3 ヶ月 1 名
平成 29 年度	—		—	
平成 30 年度	0%		—	
令和元年度	0%		100%	8 月 1 名

### ⑦休暇取得日数、取得率等

男性職員の配偶者出産休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況

	取得率	合計取得日数
平成 28 年度	66.67%	2
平成 29 年度	—	—
平成 30 年度	100.00%	3
令和元年度	66.67%	4

年次有給休暇平均取得日数

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
5.0 日	4.9 日	6.9 日	7.2 日

子の看護休暇取得割合

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
0%	0%	60%	40%

### ⑧セクシャルハラスメント等対策の整備状況

赤井川村職員のセクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱を令和元年度に制定し、職員への周知を実施。また、令和元年度及び令和 2 年度にハラスメント研修を開催。

#### (2) 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

当村の状況として、採用職員に占める女性職員の割合が増加傾向にあることがわかり、勤続年数の男女差については近年の女性職員の採用増加に伴う数値減少と推測されます。このような採用を続けることにより、各役職段階に占める女性割合の増加にもつながります。

超過勤務については、減少傾向にあり前期目標を達成することができ、今後も継続した取り組みが必要です。

育児休業取得率については、女性は 100%取得ですが、男性の取得がない状況が続いています。休暇日数等については、前期目標「男性職員の配偶者出産休暇取得率前期目標の取得率 100%」、「年次有給休暇平均取得日 10 日」、「子の看護休暇の取得割合 50%」を達成することができていない状況です。

このことから、後期計画は、前期計画を一部継続する内容としつつ、女性職員の活躍推進できる目標とします。

①計画期間終了までに、男性職員が育児休業を取得する。

②計画期間終了まで、現行の平均超過勤務時間を維持する。

③計画期間終了までに、職員の年次休暇取得日数を 10 日とする。

#### 4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

①組織として、男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げ、育児休暇制度の周知徹底を図る。

②所属長は、職場の業務状況及び職員の超過勤務状況を的確に把握した上で、職場内の応援体制や効率的な業務の見直しにより超過勤務が縮減される職場づくりに務める。

③組織として、男性職員に授業参観などの学校行事への出席、子育てに関連した用事などのため、積極的に年次有給休暇取得させるよう努める。業務多忙で年次有給休暇を取得できない職員については、業務が一段落した際に取得するよう意識づける。